

令和7年度八潮市国民健康保険税の留意点

八潮市では、関係法令の改正や県が定めた「運営方針」などを踏まえ、令和7年度から税率等、課税限度額及び軽減制度の一部を改正いたします。

納税者様及び被保険者様にはご負担をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。



税率等及び課税限度額の改定

●所得割率、均等割額及び課税限度額は次のとおり改定します。

区分		令和6年度	令和7年度
医療給付費分 (0歳～74歳)	所得割率	7.80%	7.80%
	均等割額	28,000円	35,000円
	課税限度額	650,000円	650,000円
後期高齢者支援金等分 (0歳～74歳)	所得割率	2.20%	2.50%
	均等割額	13,000円	15,000円
	課税限度額	220,000円	240,000円
介護納付金分 (40歳～64歳)	所得割率	2.60%	2.30%
	均等割額	13,000円	14,000円
	課税限度額	170,000円	170,000円

軽減の適用判定に係る計算方法の改定

●低所得世帯に対する均等割額の軽減（7割・5割・2割）の内、2割軽減及び5割軽減の適用範囲を拡充します。

令和6年度		
軽減割合	対象となる世帯	
7割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	43万円＋（給与所得者等※2の数－1）×10万円以下の世帯
5割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$\frac{43万円＋（給与所得者等※2の数－1）×10万円}{+29.5万円 \times 被保険者数等※3以下}$ の世帯
2割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$\frac{43万円＋（給与所得者等※2の数－1）×10万円}{+54.5万円 \times 被保険者数等※3以下}$ の世帯



令和7年度		
軽減割合	対象となる世帯	
7割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	43万円＋（給与所得者等※2の数－1）×10万円以下の世帯
5割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$\frac{43万円＋（給与所得者等※2の数－1）×10万円}{+30.5万円 \times 被保険者数等※3以下}$ の世帯
2割軽減	世帯主及び被保険者等の所得の合計が※1	$\frac{43万円＋（給与所得者等※2の数－1）×10万円}{+56万円 \times 被保険者数等※3以下}$ の世帯

※1: 65歳以上の公金年金所得者は、年金所得から15万円を差し引いた額
※2: 一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び一定の公的年金等の支給(65歳未満:60万円超、65歳以上:110万円超)を受けている方
※3: 世帯の国保加入者、国保から後期高齢者医療保険に移行した方

お問い合わせ

八潮市役所 国保年金課 保険賦課係
電話048-996-2111(代) 内線833・834・835